

令02原機(峠)009
令和2年4月6日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター
所長 木原 義之

「人形峠環境技術センター原子力事業者防災業務計画」の読み替えについて(連絡)

「原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律」の改正(平成30年12月12日公布)を受け、令和2年4月1日付けで日本原子力研究開発機構として原子力損害賠償実施方針の作成及び公表を行いました。この中で、防災基本計画を踏まえて、原子力損害が発生した場合における被害申出窓口の開設の方針について定めているところです。

これに合わせ、平成31年4月1日付けで提出しました「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター原子力事業者防災業務計画」につきまして、被災者相談窓口の設置に係る表現について防災基本計画と整合を図るため、令和2年4月1日から読み替えが必要となりました。

更に、国土交通省の組織再編による組織名称変更に伴い、同様に令和2年4月1日から読み替えが必要となりました。

本件は、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について(規程)」に基づく軽易な変更の扱いとして、次回修正までの期間、添付資料のとおり読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

添付資料

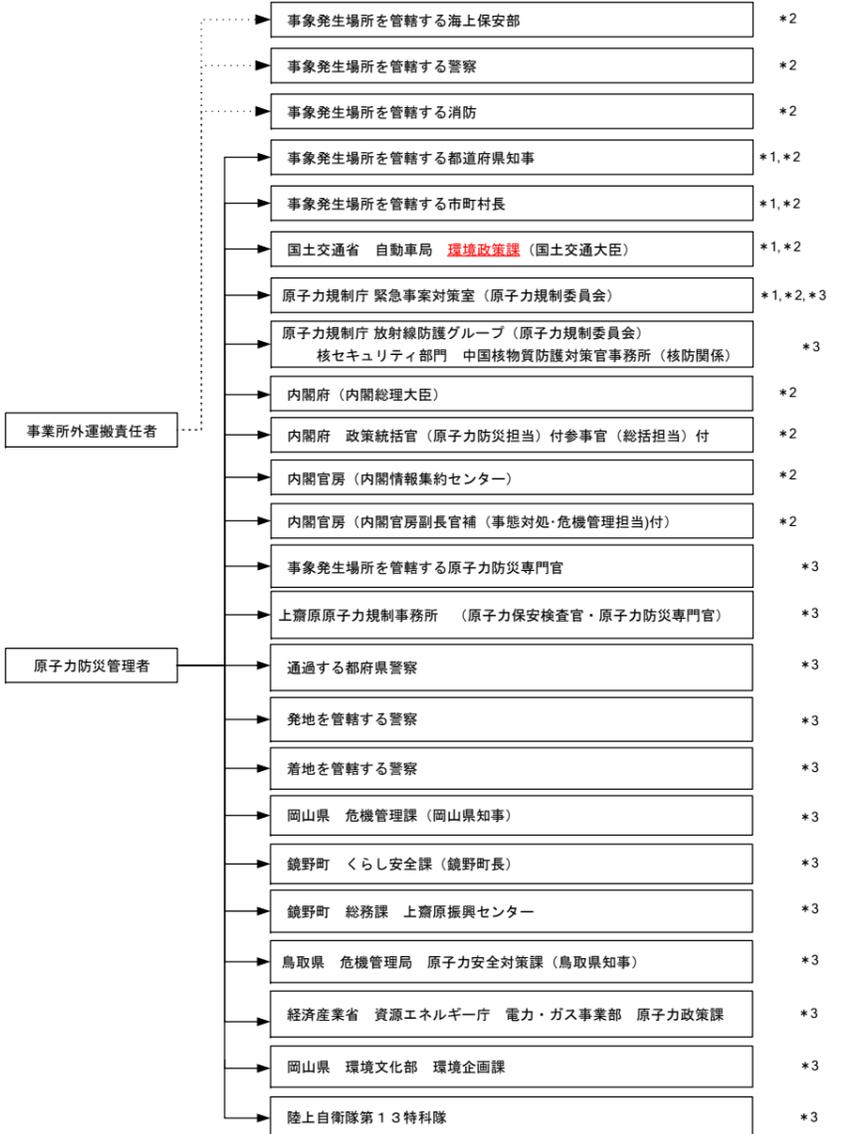
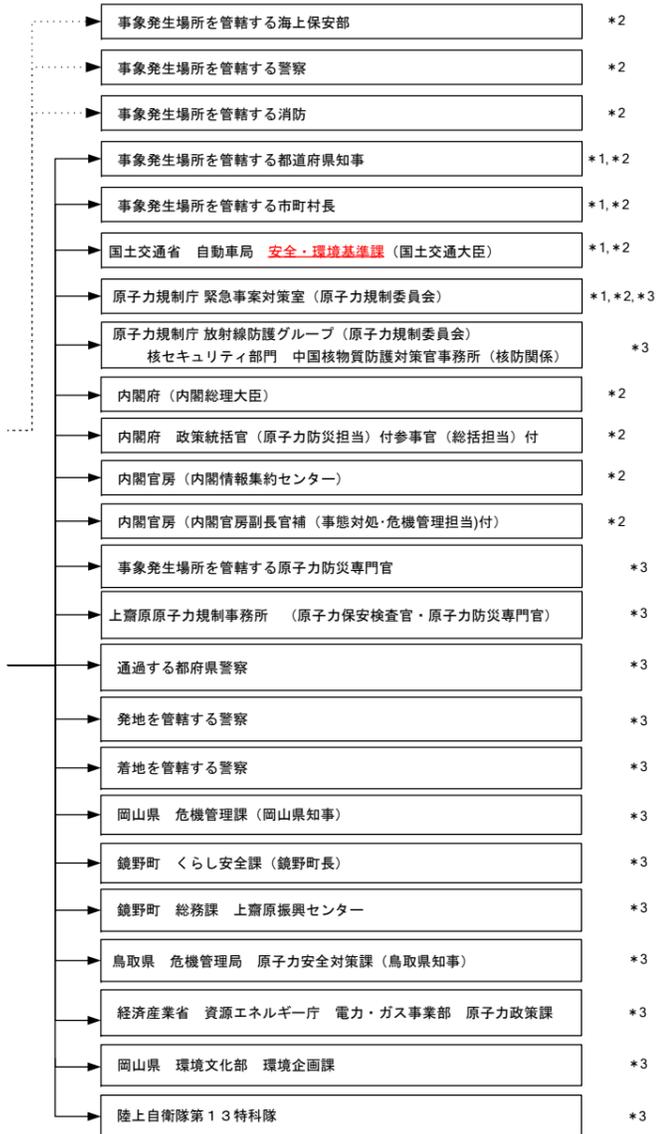
- ・「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以上

「人形峠環境技術センター原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成 31 年 4 月 1 日以降適用）	読み替え後（令和 2 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
<p>目次 略 第 1 章～第 3 章 略</p>	<p>目次 変更なし 第 1 章～第 3 章 変更なし</p>	
<p style="text-align: center;">第 4 章 原子力災害事後対策の実施</p> <p>原子力防災管理者は、原災法第 15 条第 4 項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 緊急事態応急対策等の報告</p> <p>原子力防災管理者は、原子力緊急事態が発生したときは、その状況及び実施した緊急事態応急対策の概要及び原子力災害対策事後対策の方針を、原子力緊急事態解除宣言のあった日から速やかに内閣総理大臣、原子力規制委員会、岡山県知事、鏡野町長、鳥取県知事及び三朝町長に報告する。（事業所外運搬に係る事象発生の場合にあっては、運搬物を所掌する内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長及び関係機関に報告する。）</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 復旧対策</p> <p>1. 復旧計画の策定及び復旧対策の実施 原子力防災管理者は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次の事項について復旧計画を策定し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、岡山県知事、鏡野町長、鳥取県知事及び三朝町長に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。 (1) 施設の損傷状況及び汚染状況の把握 (2) 施設の除染の実施 (3) 施設損傷部の修理、改造の実施 (4) 放射性物質の追加放出の防止 (5) 施設からの放射線の遮へい (6) 原子力災害事後対策の実施体制・実施担当者及び工程に関する事項</p> <p>2. 復旧状況の報告 原子力防災管理者は、復旧状況をまとめた報告書を原子力規制委員会、岡山県知事、鏡野町長、鳥取県知事及び三朝町長に提出する。</p> <p>3. 被災者の相談窓口の設置 <u>原子力防災管理者</u>は、原子力緊急事態解除<u>宣言後</u>、速やかに被災者の損害賠償請求等<u>のため</u>、相談窓口を設置する<u>等、必要な体制を整備する。</u></p> <p>4. 原因究明と再発防止対策の実施 原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。</p> <p>5. 原子力防災体制の解除 原子力防災管理者は、この計画第 2 章第 2 節 2. (4)「原子力防災体制の解除」に基づき原子力防災体制を解除した場合は、その旨を別図 4 に定める連絡経路により報告する。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 原子力災害事後対策の実施</p> <p>原子力防災管理者は、原災法第 15 条第 4 項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 緊急事態応急対策等の報告</p> <p>原子力防災管理者は、原子力緊急事態が発生したときは、その状況及び実施した緊急事態応急対策の概要及び原子力災害対策事後対策の方針を、原子力緊急事態解除宣言のあった日から速やかに内閣総理大臣、原子力規制委員会、岡山県知事、鏡野町長、鳥取県知事及び三朝町長に報告する。（事業所外運搬に係る事象発生の場合にあっては、運搬物を所掌する内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長及び関係機関に報告する。）</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 復旧対策</p> <p>1. 復旧計画の策定及び復旧対策の実施 原子力防災管理者は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次の事項について復旧計画を策定し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、岡山県知事、鏡野町長、鳥取県知事及び三朝町長に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。 (1) 施設の損傷状況及び汚染状況の把握 (2) 施設の除染の実施 (3) 施設損傷部の修理、改造の実施 (4) 放射性物質の追加放出の防止 (5) 施設からの放射線の遮へい (6) 原子力災害事後対策の実施体制・実施担当者及び工程に関する事項</p> <p>2. 復旧状況の報告 原子力防災管理者は、復旧状況をまとめた報告書を原子力規制委員会、岡山県知事、鏡野町長、鳥取県知事及び三朝町長に提出する。</p> <p>3. 被災者の相談窓口の設置 <u>機構対策本部長</u>は、原子力緊急事態解除<u>宣言前であっても、可能な限り</u>速やかに被災者の損害賠償請求等<u>に対応する</u>ため、相談窓口を設置する。</p> <p>4. 原因究明と再発防止対策の実施 原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。</p> <p>5. 原子力防災体制の解除 原子力防災管理者は、この計画第 2 章第 2 節 2. (4)「原子力防災体制の解除」に基づき原子力防災体制を解除した場合は、その旨を別図 4 に定める連絡経路により報告する。</p>	<p>原子力損害の賠償に関する法律の改正に伴い、機構において原子力損害賠償実施方針が策定されたことから、被災者の相談窓口の設置の表現について防災基本計画との整合を図る。</p>

「人形峠環境技術センター原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成31年4月1日以降適用）	読み替え後（令和2年4月1日以降適用）	理由
<p>第3節 原子力防災要員等の派遣等</p> <p>原子力防災管理者は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに岡山県知事、鏡野町長、鳥取県知事、三朝町長及びその他関係機関の実施する原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、この計画第3章第4節5.「原子力防災要員等の派遣等」と同様に、原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。</p>	<p>第3節 原子力防災要員等の派遣等</p> <p>原子力防災管理者は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに岡山県知事、鏡野町長、鳥取県知事、三朝町長及びその他関係機関の実施する原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、この計画第3章第4節5.「原子力防災要員等の派遣等」と同様に、原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。</p>	
<p>第5章 略</p>	<p>第5章 変更なし</p>	
<p>別表1(1)～別表11 略 別図1～別図3 略</p>	<p>別表1(1)～別表11 変更なし 別図1～別図3 変更なし</p>	
 <p>注）通報連絡の根拠となる法令等 *1 原災法第10条第1項 *2 防災基本計画 *3 その他、協力要請</p> <p>別図4 関係機関への通報連絡経路（事業所外運搬時）</p>	 <p>注）通報連絡の根拠となる法令等 *1 原災法第10条第1項 *2 防災基本計画 *3 その他、協力要請</p> <p>別図4 関係機関への通報連絡経路（事業所外運搬時）</p>	<p>国土交通省の組織再編による組織名称の変更</p>

「人形峠環境技術センター原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成 31 年 4 月 1 日以降適用）	読み替え後（令和 2 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
別図 4～別図 9 略 様式 1～様式 9 略	別図 4～別図 9 変更なし 様式 1～様式 9 変更なし	